

新型コロナ患者に対応する更なる病床・看護職員等の確保のための支援

新型コロナ患者に対応する看護職員等の派遣の強化

- ① 重点医療機関に新型コロナ重症患者に対応する看護職員を派遣する場合の補助基準額を引き上げ
 - ・ 新型コロナ患者を受け入れる医療機関等に医師・看護職員等を派遣する場合、派遣元医療機関に補助を実施中
昨年末、重点医療機関に派遣する場合の補助上限額を倍増〔医師 15,100円/時間、看護職員 5,520円/時間 等〕
 - ・ 4月23日に、**重点医療機関に新型コロナ重症患者に対応する看護職員を派遣する場合の補助上限額をさらに1.5倍(元の3倍)**に引き上げ〔看護職員 8,280円/時間〕
※ 派遣元医療機関は、引き上げ分を活用して、派遣される看護職員の処遇に配慮するよう留意すること。
- ② 看護職員の基本給や手当等も対象経費となることを明確化
 - ・ 「派遣元医療機関が負担する**派遣される看護職員の基本給や手当、保険料、宿泊費用、PCR検査費用**」「派遣元医療機関において、看護職員の応援派遣に伴い、**シフト組替えの対象となる看護職員や新たに雇用する看護職員の基本給や手当**」も対象経費

新型コロナ患者の受入病床確保のための支援

- ① 昨年末より実施している**入院受入医療機関への緊急支援（最大1,950万円/床）**について、**9月30日まで延長**
〔1床あたり 重症者病床1,500万円・その他病床450万円 + 新規病床加算 450万円(緊急事態宣言地域)・300万円(その他地域)〕
- ② 新型コロナ患者受入れのために**確保した病床**や、そのために**休止した病床**については**病床確保料を補助**
〔1床1日あたり 重点医療機関：7.1～43.6万円、協力医療機関：5.2～30.1万円、その他の医療機関：1.6～9.7万円〕
- ③ 新型コロナ患者の診療に係る**診療報酬の大幅な引き上げ**も継続
〔重症患者の診療では特定集中治療室管理料等の3倍（例：特定集中治療室管理料1の場合 37,899～42,633点）、中等症患者の診療では救急医療管理加算の3倍（2,850点）又は5倍（4,750点）を算定可能〕
- ④ 診療報酬における施設基準等の臨時的な取扱い
 - ・ 新型コロナ患者を受け入れた医療機関、当該医療機関に職員を派遣した医療機関等において、1日あたり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率等について、一時的な変動があっても、変更の届出は不要（入院基本料を変更しなくてよい）
 - ・ 新型コロナ患者受入れのために特定集中治療室管理料等と同等の人員配置とした病棟において、地方厚生(支)局への簡易な報告（運用開始の日付と人員配置等）により、当該入院料を算定できるが、事前に地方厚生(支)局に相談し、追って簡易な報告でも可